

「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第39条第4項の規定に基づく基盤確立事業実施計画の認定に係る審査基準及び標準処理期間の一部改正案」についての意見・情報の募集」の結果について

令和7年2月25日  
農林水産省大臣官房みどりの食料システム戦略グループ

「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第39条第4項の規定に基づく基盤確立事業実施計画の認定に係る審査基準及び標準処理期間の一部改正案」（以下「審査基準案」という。）について、令和6年12月16日から令和7年1月20日までの期間、広く国民の皆様から意見・情報を募集するパブリックコメント手続を実施いたしました。

その結果、御意見を1件頂きましたが、審査基準案の内容に関するものはございませんでした。

御意見をお寄せいただいた皆様方の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも農林水産行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

**【問い合わせ先】**

農林水産省大臣官房みどりの食料システム戦略グループ  
電話：03-3502-8111（内線）3292